（令和７年７月版）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

生涯現役地域づくり環境整備事業のご案内

～生涯現役社会の実現を支援します！～

厚生労働省 職業安定局

高齢者雇用対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

（※）本資料は令和７年度事業内容を元に作成しております。

1．生涯現役地域づくり環境整備事業とは

生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「環境整備事業」といいます。）は、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すと共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にすることにより、地域の抱える課題解決に向けた取組を支援する事業です。

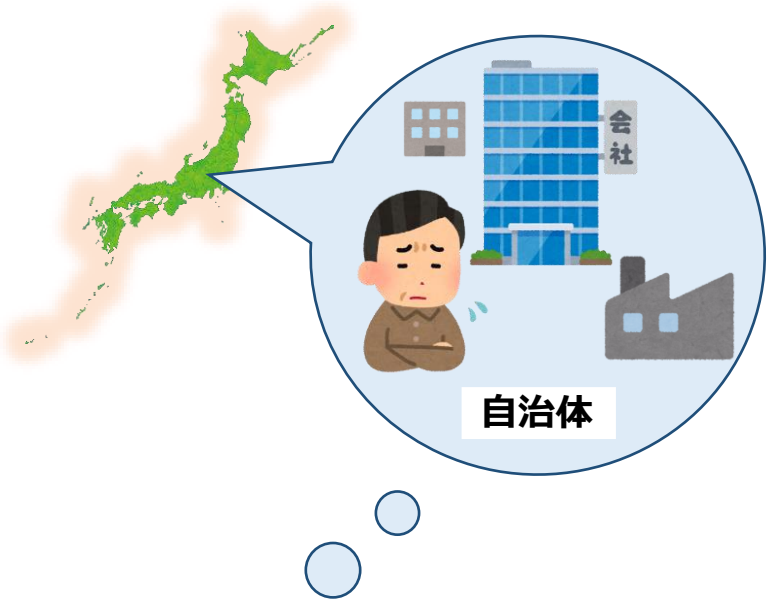

生涯現役地域づくり
環境整備事業の実施!!

«抱える課題»

- 地域内の高年齢者に対して地域企業の魅力を伝えられていない
- 地域内企業も高年齢者の雇い方を分かっていない
- 特定分野において人手不足状態が顕著

«事業効果»

- HP展開による地域内企業のアピール！
- セミナーによる高年齢者の雇い入れ極意の伝達！
- 総合窓口における丁寧な相談対応の実施!
- 結果、高年齢者と地域企業のマッチング数の向上
- 高年齢者のフレイル予防にも寄与！

2．環境整備事業5つのポイント

1 対象地域

面積、人口等関係なく、
全ての市区町村・都道府県が応募可能（※）です！

（※）応募主体は各地域で設立する協議会（４Ｐ参照）

2 実施費用

実施費用は委託費として
国が全額負担します！
（上限1,750万円／年度（※））

（※）２年度目以降は加算金を含めた額

3 実施期間

実施期間は
最大で３年度間！

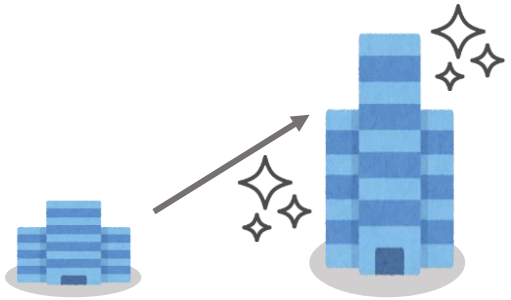

十分な実施期間による取組の深化・拡大

4 支援対象者

高年齢者や地域内企業は元より、育児中の女性や障がい者等**幅広く支援対象者を設定**可能！

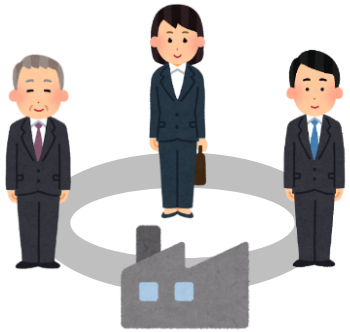

5 支援形態

地域内企業における雇用に向けた支援の他、地域の実情に応じて、**請負、起業、有償・無償ボランティア等、幅広い形態**による就労をサポート！

<雇用・請負・起業>

<ボランティア>

3．環境整備事業の具体的取組ポイント

環境整備事業で取り組む内容は、各地域で決定することが可能です。地域で抱える課題や課題解決に向けて支援すべき対象者にどのような支援を行うか等をまとめた、事業構想を策定いただきます。

≪具体的取組（例）≫

1 地域内企業・高年齢者のニーズ調査・分析

地域内企業と高年齢者のニーズを分析し、ミスマッチを解消!!

2 総合相談窓口の開設

高年齢者等の相談に対し丁寧にサポート!
希望する形態での就労を後押し！！

3 地域内企業向け業務切り出し支援

高年齢者向け業務の切り出しを図ることにより人手不足状態の解消も!!

4 高年齢者向け就労支援セミナーの開催

地域内の就労状況を伝えると共に、面接や履歴書作成をサポート!!

5 HPを活用した地域内求人情報提供

協議会HPを作成し、地域内企業の魅力及び求人情報を掲載!!

6 合同企業説明会の開催

まずはお互い話すことが大切!!そのための機会を提供!!

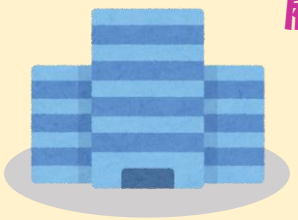

雇用・就業機会の創出に向けた取組の実施

地域課題の解決!!

協議会

事業終了後の自走に向けた取組も実施！

４．環境整備事業の実施主体＜協議会＞

環境整備事業の実施主体は、高年齢者雇用安定法第35条第１項に定める「協議会」です。協議会は地域福祉分野や地方創生分野において、既に自治体内で設置している協議会（プラットフォーム）に、環境整備事業を実施するに当たって必要となるメンバーを構成員として追加して設立します。

協議会構成員（例）

- 自治体（市区町村等）
- 社会福祉協議会
- シルバー人材センター
- 地域の経済団体
- 金融機関
- その他

（※）自治体の参画は必須

高年齢者雇用安定法第35条第１項に定める協議会として位置付けるに当たって、特別な届出等の手続きは不要です。協議会規程等を整備いただき、適切に事業を実施できる環境を整えてください。

（例）地域再生法に基づく推進協議会
重層的支援体制整備事業実施計画検討のための協議会

令和７年度第２次募集より

NEW!!

これまで環境整備事業に採択された協議会においても、事業終了後の事業深化が十分でなかった場合等、事業を通じて得た新たな課題に対応するために、**再応募することが可能となりました**。

５．環境整備事業応募に向けた対応＜事業構想提案書の作成＞

既にお伝えの通り、環境整備事業は支援対象者や支援形態、具体的取組等を自治体で自由にコーディネートすることが可能です。これらの内容を事業構想提案書としてまとめていただき、企画競争方式による提案を実施いただきます。

≪地域課題の整理～事業構想提案書の作成≫

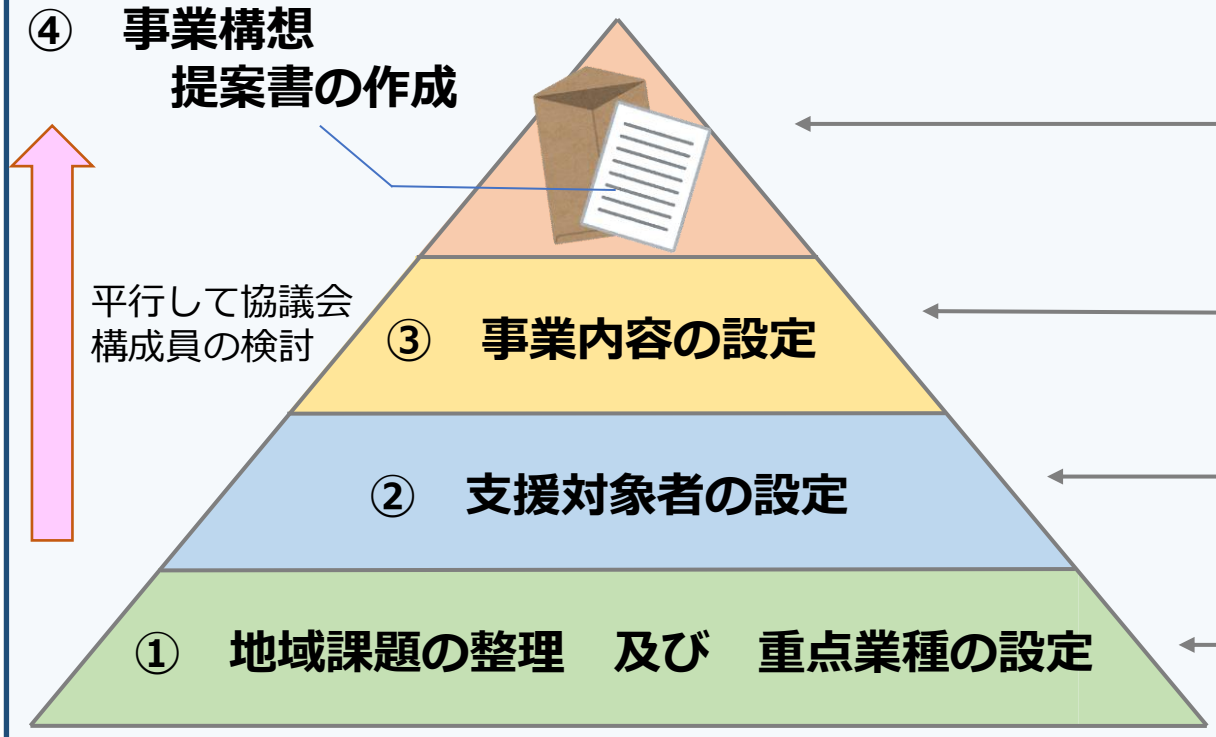

POINT
検討した内容等に基づき事業構想提案書を作成（必要経費等の算出も必要）

POINT
実際にどのような事業内容により事業を実施するか、具体的支援策を設定

POINT
高年齢者以外の地域内に潜在する労働力等の活用も含めて支援対象者を設定

POINT
地域内の雇用、福祉等の課題を整理し関連する重点業種を設定

6．環境整備事業応募に向けた対応＜事業開始までの流れ＞

環境整備事業は企画競争方式により実施地域（協議会）を決定します。作成した事業構想提案書等を、公示期間内に企画書としてご提出いただき、その後プレゼンを経た上で採択地域（協議会）を決定します。採択となった地域（協議会）は、都道府県労働局と委託契約を締結し、事業を開始します。

≪応募～事業開始までの大まかな流れ≫

（事業構想等の検討）

→ 公示期間内に企画書一式を提出

協議会は設立準備会でも可

→ **プレゼンの実施**

事業構想について10分程度のプレゼンの後質疑応答を実施します。
プレゼンでは是非熱意を伝えていただければと思います。

→ プレゼン結果の受理

→ （採択となった場合）委託契約締結に向けた準備

正式に協議会を設立する必要あり

→ **環境整備事業開始!!**

事業構想作成に当たってご不明な点等ございましたら、
相談窓口までお気軽にお問い合わせください！

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

7．環境整備事業の応募方法・公示スケジュール等に関するお問い合わせ先

問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号
北海道労働局職業安定部職業対策課	011-738-1045	石川労働局職業安定部職業対策課	076-265-4428	岡山労働局職業安定部職業対策課	086-801-5108
青森労働局職業安定部職業対策課	017-721-2003	福井労働局職業安定部職業対策課	0776-26-8613	広島労働局職業安定部職業対策課	082-502-7832
岩手労働局職業安定部職業対策課	019-604-3005	山梨労働局職業安定部職業対策課	055-225-2858	山口労働局職業安定部職業対策課	083-995-0383
宮城労働局職業安定部職業対策課	022-299-8062	長野労働局職業安定部職業対策課	026-226-0866	徳島労働局職業安定部職業対策課	088-611-5387
秋田労働局職業安定部職業対策課	018-883-0010	岐阜労働局職業安定部職業対策課	058-245-1314	香川労働局職業安定部職業安定課	087-811-8922
山形労働局職業安定部職業対策課	023-626-6101	静岡労働局職業安定部職業対策課	054-271-9970	愛媛労働局職業安定部職業対策課	089-941-2940
福島労働局職業安定部職業対策課	024-529-5409	愛知労働局職業安定部職業対策課	052-219-5507	高知労働局職業安定部職業対策課	088-885-6052
茨城労働局職業安定部職業対策課	029-224-6219	三重労働局職業安定部職業対策課	059-226-2306	福岡労働局職業安定部職業対策課	092-434-9807
栃木労働局職業安定部職業対策課	028-610-3557	滋賀労働局職業安定部職業対策課	077-526-8686	佐賀労働局職業安定部職業対策課	0952-32-7217
群馬労働局職業安定部職業対策課	027-210-5008	京都労働局職業安定部職業対策課	075-275-5424	長崎労働局職業安定部職業対策課	095-801-0042
埼玉労働局職業安定部職業対策課	048-600-6209	大阪労働局職業安定部職業対策課	06-4790-6310	熊本労働局職業安定部職業対策課	096-211-1704
千葉労働局職業安定部職業対策課	043-221-4391	兵庫労働局職業安定部職業対策課	078-367-0810	大分労働局職業安定部職業対策課	097-535-2090
東京労働局職業安定部職業対策課	03-3512-1663	奈良労働局職業安定部職業対策課	0742-32-0209	宮崎労働局職業安定部職業対策課	0985-38-8824
神奈川労働局職業安定部職業対策課	045-650-2817	和歌山労働局職業安定部職業対策課	073-488-1161	鹿児島労働局職業安定部職業対策課	099-219-8712
新潟労働局職業安定部職業対策課	025-288-3508	鳥取労働局職業安定部職業対策課	0857-29-1708	沖縄労働局職業安定部職業対策課	098-868-3701
富山労働局職業安定部職業対策課	076-432-2793	島根労働局職業安定部職業対策課	0852-20-7021		

（参考）生涯現役地域づくり環境整備事業令和７年度第２次募集　応募～事業開始の流れ

～ ９月下旬

自治体において、応募資料の中心となる事業構想等の検討

（留意事項）

事業構想は創意工夫ある内容を期待します。なお、応募主体となる協議会は設立準備会でも構いません。

８月上旬 ～ ９月下旬

公示開始。自治体より地域を管轄する都道府県労働局に対し、企画書一式を提出

（留意事項）

提出いただいた企画書について、労働局より内容の確認や形式的不備の修正等を依頼することがありますので、依頼を受けた場合は速やかに対応をお願いいたします。

10月中旬 ～ 10月下旬

自治体よりプレゼン（オンライン）を実施

（留意事項）

プレゼン後、企画書等評価委員会委員より、提案内容に対する質問を行います。

11月上旬 ～ 11月中旬

採択地域の決定

（留意事項）

採択に当たっては、採択条件が付与される場合がございます。条件が付与された地域は、同条件を承諾いただける場合に限り採択となります。

11月下旬 ～ 12月下旬

地域高年齢者就業機会確保計画の厚生労働大臣同意 及び 委託契約締結に向けた準備

（留意事項）

事業構想提案書をベースに、地域高年齢者就業機会確保計画を提出いただきます。併せて、都道府県労働局と委託契約締結に向けた準備を進めていただきますが、委託費について概算払を希望する場合は、別途追加の手続きが必要となります。

令和８年 １月上旬

委託契約締結。事業開始